

「徳島県豪雨災害時避難行動促進指針」の改定(案)について

1 経緯

- H27.3 市町村における「避難勧告等の発令の判断」への活用等を目的として、「徳島県豪雨災害時避難行動促進指針」を策定
- H31.3 「平成30年7月豪雨」を踏まえ、
国が「避難勧告等に関するガイドライン」を見直し
- H31.4.17 第1回「徳島県豪雨災害時避難行動検討会議」を開催
- R元.6.6 第2回「徳島県豪雨災害時避難行動検討会議」を開催

2 主な改定項目

(1) 避難情報（勧告、指示など）のあり方

発令の内容、タイミング

- ・「5段階の警戒レベル」に対応したタイムライン（水害・土砂災害）を例示
- ・警戒レベルに対応した「とるべき避難行動」を提示

(2) 住民への情報提供のあり方

自治体（県・市町村）の取組み

- ・災害情報を伝達する市町村職員のスキルアップ
- ・要配慮者（高齢者や障がい者など）に対する多様な伝達手段の整備

(3) 住民の避難行動のあり方

避難行動を促し、支える取組み（自助・共助・公助）

- ・避難情報、気象情報の正しい理解（自助）
- ・要配慮者の避難を後押しする体制の構築（共助、公助）